教私第２５７３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年１０月１日

各就学支援推進校設置者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府教育庁私学課長

平成３０年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金（通信制）に係る

交付申請書等の提出について（依頼）

　標記について、授業料支援補助金交付申請書等関係書類を作成し、下記により提出していただきますようお願いします。提出にあたっては、申請漏れや入力内容に誤りが無いよう、十分確認してください。

提出様式等については、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載していますので、次のアドレスからご覧ください。

【大阪府ホームページ『申請書等様式』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

１　提出書類　　　①様式第２号　補助金交付申請書

　　　　　　　　　②２　総括表

 　③３－１　授業料支援補助対象経費　集計表

　　　　　　　　　④３－２　授業料支援補助対象経費　算定表

　　　　　　　　　⑤３－３　補助限度額調整額内訳

２　提出期限　　　**平成３０年１１月１６日（金）必着【必着】**

３　補助金交付　　平成３０年１２月１２日（水）予定【概算交付】

４　提出方法　　　①～⑤を紙媒体で下記担当あて郵送又は持参するとともに、電子データをメールで提出してください。（メールの件名は「○○高校　授業料支援補助金交付申請」としてください。）

５　留意事項

　(1) 就学支援金の加算支給の対象となるにもかかわらず、加算支給を受けていない場合、その生徒は、府の授業料支援補助金を受給することができません。加算支給の届出が未提出となっている生徒・保護者に対し、その旨を通知していただくとともに、届出があった場合は、上記期限までに加算支給届出者一覧を作成し、遅延理由書を添付の上、提出してください。

(2) 学校独自の特待生規定を適用する生徒にかかる申請については、平成23年９月12日付私第1944号通知をご確認いただき、適切に処理いただくようお願いします。

(3) 授業料支援補助金の支給対象要件を満たす生徒が標準授業料を超える就学支援金の交付を受け、授業料支援補助金が交付されない場合についても、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第２条第４号の規定により、標準授業料を超える分の差額を学校負担していただく必要がありますので、ご留意ください。

(4) 交付申請以降に、ランク変更等がある場合は、変更交付申請時（平成３１年３月を予定）に修正してください。

(5) 補助金交付請求書については、補助金交付申請に対する交付決定を行った後に提出していただく予定ですが、今回の申請時にあわせてご提出いただいてもかまいません。

（請求書の提出期限は、１２月５日（水）の予定です。）

【担当】

大阪府 教育庁 私学課　小中高振興グループ　原

電話：06-6210-9274　FAX：06-6210-9276

Mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp